

福祉のまちづくり条例整備対象及び事前協議対象施設

下記に掲げる施設は、規模に関係なくすべての施設が整備対象施設となります。

用途別適用対象施設		事前協議対象規模		
公 益 的 施 設	社会福祉施設	老人福祉センター等 (老人福祉センター・身体障害者福祉センター・児童厚生施設等)	すべて	
		その他の福祉施設 (老人ホーム・保育所・身体障害者福祉ホーム等)		
	医療施設	病院・診療所	すべて	
	教育文化施設	学校	学校 (専修学校・各種学校等を含む)	すべて
			特別支援学校	
		公民館		
		文化施設 (図書館・博物館・美術館等) 自動車訓練所及び学習塾・華道教室・囲碁教室等		
	集会及び 娯楽施設	集会施設 (集会場・公会堂)	すべて	
		劇場等 (劇場・観覧場・映画館・演芸場)		
		遊技場	500 m ² 以上	
	スポーツ及びレク レーション施設	体育館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場等	500 m ² 以上	
	通信施設	郵便局・西日本電信電話株式会社の支店	すべて	
	金融機関の施 設	銀行・質屋等	すべて	
	購買施設	物品販売業を営む店舗等 (卸売市場, 百貨店, 展示場等及びクリーニング取次店・貸衣装屋等)	300 m ² 以上	
		給油取扱所	すべて	
	飲食施設	飲食店・キャバレー・料理店・ナイトクラブ・ダンスホール等	300 m ² 以上	
	宿泊施設	ホテル・旅館	すべて	
	環境衛生施設	理髪店・美容院	すべて	
		公衆浴場		
		公衆便所・火葬場		
官公庁の施設	国又は地方公共団体が設置し, 事務又は事業の用に供する施設	すべて		
路外駐車場等	路外駐車場・自動車の停留又は駐車のための建築物	500 m ² 以上		
駅舎等	駅舎等 (公共交通機関を除く)	すべて		
共同住宅等施設	共同住宅等	共同住宅	51 戸(室) 以上	
		寄宿舍・下宿		
	事務所・工場	3,000 m ² 以上		
複合施設	地下街	すべて		
	公益的施設又は共同住宅等施設が複合的に存在する施設	3,000 m ² 以上		
道路等施設	道路・都市公園・港湾緑地等	すべて		
公共交通機関	鉄道旅客車・軌道客車・乗合自動車・船舶	—		
	鉄道・軌道・乗合自動車及び船舶の乗降場			